

山城國諸藩の内に任那ミヤナから歸化したと云ふ多々良タタラ公氏と云ふのは、欽明天皇の御宇に來朝して「金多多利金平居等」を獻じた故に、之を譽めて多々良公の姓を賜つた。其多多利と云ふのは櫛とも線柱とも書いて、糸を卷く爲に用ゐる三股の拵カサの如き物だと言へば、何か此等の金屬品を通じて、同じタ、ラの稱を下すべき仔細があつたのかも知れぬ。右の任那には古くは多々羅と云ふ地名のあつたこと、書紀繼體天皇二十三年の條などに見えて居るから、賜姓の傳説は亦單に傳説に過ぎなかつたとも見られる。兎に角にこの語原不明なるタ、ラと云ふ語が書紀編修の時代既に踏鞴と云ふ物に當てられて居り、而も其語が半島より輸入した者と推測せらるゝことは、此地名が古く周防長門筑前相模安房などの海邊に存した事實と合はせて上代鍛刀工藝發達の道筋を語るものでは無いかと思ふ。猶前稿「金子屋敷」の一篇を参照せられんことを望む。

筑前遠賀郡八幡町大字尾倉字多々羅

豊後大野郡大野村大字中原字多々良

肥前南松浦郡奥浦村大字平藏字多々良島

肥後阿蘇郡山西村大字宮山字多田良

日向東諸縣郡穆佐村大字上倉永字鑪

薩摩鹿兒島郡谷山村大字下福元字多々良

長門美禰郡共和村字嘉萬小字タ、ラ

備後比婆郡八銚村大字油木字間平小字鑪

備中阿哲郡新郷村大字釜字原ノ向小字鑪屋敷

伯耆西伯郡大山村大字鍛戸、鍛戸山

播磨宍粟郡三方村大字公文字タ、ラ場

信濃北佐久郡志賀村字多々良波

上總夷隅郡中川村大字大野字鑪鑪戸

下總香取郡大須賀村大字南敷字多々羅堂

常陸行方郡太田村大字矢幡字タ、ラ

上野群馬郡白郷井村大字中郷字鑪澤

下野上都賀郡泉村大字上伊佐野字鑪鑪戸



磐城石城郡窪田村大字窪田字多田羅以

陸中稗貫郡内川目村字鑛野

羽後北秋田郡上小阿仁村大字五反澤字タ、ラ澤

## 五一、トツラ・トウマン

是も諸國の山村に數多いトツラ又はツ、ラと云ふ地名は、前に擧げた多々良とは何の關係も無いらしい。自分は此小名ある地の屢々谷川の岸であること、東北では専らトツラと云ひ中央部から西ではツ、ラばかり多いのを見て、二者は共に藤其他の蔓類を意味し、其地名の發生した事由は、單に此植物の多く在る所と云ふ所だけでは無く、之を採取して最も利用する作業、即ち筏を組むわざに便宜の多かつたことに在るか考へて居る。人の肩で材木を運ぶ勞苦は、水さへあれば之を免れることが出來た。所謂一本流しは就中最も

簡便であるやうであるが、管理と辨別とに存外の面倒がある。故に昔の山民の運材法はどうしても筏が主たるものであつたらう。筏を組むには所謂川淀の潭を爲して暫く流木を駐め得る所たることを要するが、それと同時に必要な條件は、成るべく近くに筏を結ぶツ、ラの多く採取し得らるゝことである。和歌によく詠む青淵の上に藤の花の咲いて居る光景の如きは、風流に縁の無い山賤に取つても、亦適すべからざるものであつたに相違無い。廣い山中に地名を點じて行くことは決して氣樂な仕事では無かつた。何となれば命名するからは之を記憶する面倒が生ずるからである。之をしも忍んで地名を附けたのは、何か我が祖先の生活と著しく交渉する所があつたものと見ねばならぬ。即ち年々筏流しの季節に入ると連れ立つて其地に赴き、石を踏み水に脚を浸して、鶯の聲でも聞きながら、靜かに終日働いて居たので其地に親しくなり、他日人の手が剩つて其附近に畑を開き田屋を構へる時に及んでも、昔馴染の名を呼んで「あのトツラ澤の」と云ふやうになつたのであらう。或川筋では岸に幾所かのトツラ又はツマラがあつて、而も今は筏が通らぬのも時々は



あるが、是は有りさうなことで、木を伐り過ぎれば平水が低くなり出水が高くなる故に、山崩れがあり岩石が落ちたり出たりして、終に筏を組む技術を忘れる迄中絶する場合も起り得る。次にはツ、ラ其物も次第に少なくなりつゝある。手入のよく届くと云ふ山には勿論此植物が無い。又稀に淵に臨んだ岨ヌやホキに無用の岩ガラに、藤が延えて居ても採る人が多ければ補充が續かなくなる。私は或監督の人と共に木曾の御料林をあるいて見た折に「どうもトウマンが乏しいので」と言ふ語を屢々聞いた。トウマンは即ち藤蔓のことであつた。又筏で有名な吉野川の流域を通つた時にも、何臺と無くその藤蔓を山中に運び込む荷車を追ひ越した。北大和の方から來ると云うたが、まさかに春日山の藤でもなかつたらう。斯うなると昔のツ、ラ淵の地では筏を組まぬ。是とは反對に川岸に聊かの平地ある場所を選び、兼ねて用意をした横木の上で材木をよき程に組み、其横木の片端を斜に揚げて出來た筏を川の中へそり卸す、まるで進水式のやうである。

此序に云ふが、山村ではツ、ラの用途は勿論筏の外にも多かつた。炭俵に藁繩を使ふ時代になつても罷まぬものは、谷川に流す所々の橋に藤蔓を用ゐる風である。祖谷や米良の藤橋は別として、所謂丸木橋や一本橋を兩岸に繋ぐにも、必要なものは松藤又は白口藤などである。其橋材の兩端のツ、ラを通す穴の穿り方は、筏の材木の穴と同じであるらしいが、是も鐵線を代用する時代が來たらどう變るか分らぬ。トロ又は長トロなど云ふ地名も筏流しに始まつた語かと思ふ。即ち川水の緩流する部分のことで、水路を急ぐ者にはちやうど陸路の坂峠に當り、一夜を休息せんとするものには又恰かも、峠の茶屋或は阪元の宿に當るので、決して瀨八町などゝ風景の詮議をする閑人の命名では無く、實際生活と交渉があるので名が出來たものである。

## 五二、破魔射場といふ地名

此地名は奥州から中國に亙つて無數にあるが、先づ其中から破魔射場の文字を宛てた者



のみを擧げて見る。

- 常陸多賀郡黒前村大字黒阪字破魔射場
- 三河八名郡七郷村大字名號字破魔射場
- 伊勢鈴鹿郡關町大字新所字破魔射場
- 同 龜山町大字龜山東町字破魔弓場
- 美作眞庭郡美和村大字樫東字鳴ノ殖小字破魔場
- 石見美濃郡豊田村大字安富(小保賀)字破魔射場
- 同 鹿足郡青原村大字柳字破魔射場

此外にハマイバと假名で書いた例は甚だ多いが、其よりも更に多いのは濱井場の文字である。是は從來の片假名に字を當てる時に最も考へ付き易い。此外に濱射場とある例もあり又別に濱弓場又は濱矢場と言ふのもある。

### 五三、鉦打居住地

左に掲ぐる地名は以前鉦打部落の住んで居た爲に出来たものと思ふ。就中下總の三ヶ尾のことは前にも話が出て居る(柳田、念佛團體の變遷、郷土研究二卷二號)。此等の土地の現状は如何。若し其附近の讀者より御報告があるならば大なる幸ひである。

- 常陸筑波郡鹿島村大字古川字鉦打
- 下總猿島郡弓馬田村大字弓田字鐘打
- 同 香取郡古城村大字鐘木字蟹打臺
- 同 印旛郡公津村大字下方字鏡打
- 下總東葛飾郡福田村大字三ツ堀字鉦打
- 同 同 大字二ツ塚字西金打久保
- 同 同 田中村大字西三ヶ尾字金打
- 武藏南足立郡梅島村大字栗原字鉦打
- 同 西多摩郡小宮村大字乙津字鐘打場
- 甲斐南都留郡鳴澤村字磐叩
- 越後岩船郡大川谷村大字荒川口字カネタ、キ



但馬城崎郡新田村大字立野字鐘タ、キ

阿波那賀郡福井村大字下福井字鉦打

## 五四、京丸考

我邦の海岸近い低地に住む人々は、山を知らなかつた海部の子孫でもあるのか山家の生活に付いていつもえらい誇張をやるので困る。鹿猿の輩とても危険の無い限りは里近く出て住むのに人ばかり深山幽谷に住み得る筈が無い。そんな事をして山人を仙人扱ひにして貰ひたく無いものである。さて屢々引合ひに出る遠州京丸の牡丹の話、あれは今の周智郡氣多村太字小俣京丸の一部である。人の住む在所である。路が遠くて悪いのは人家の数が少なく經濟力が弱い爲である。偶々其土地の名を奥山などと呼ぶ爲に、不當な概念が出来てしまつた。山中の牡丹と云ふことは、既に柳里恭が雲萍雜誌にも之を認めず、單に色紅

にして黄を帯びたる花とある。石楠花だらうと云ふことである。然るに馬琴は其紀行に京丸の傳聞を記して、巨大なる花片流れ出るなど、殆ど武陵桃源を以て之を視たのみならず、更に其作のたしか稚枝鳩ワカエトビか何かの中に、此地の事を取入れて纒纒城の古譚の焼直しを試みて居る。併し私は奥山の人奥山君を知つて居るが、同君も義理で少々は合槌を打つがよく聞くと唯淋しい一山村と云ふに過ぎぬやうである。地圖で見ても奥山は天龍の水域でさして僻遠の地では無い。三河を廻れば村中まで車も通ひ、製糸其他の工場もある。其小俣字京丸は唯此から入込んだ谷合と云ふだけである。要するに一個の結構な盆地で、今でこそ輕便鐵道を架ける話が無いから偏鄙など云ふが、四隣を山川で斷ち切つて纏まり宜しく、しかも出端の悪くない點から見れば、武家時代に於ては誠に理想的の一莊園である。掛川志にあつたかと思ふ。奥山郷は五村に分れて居るとある(山中の村には五箇と名づけ五の部落より成るものが多いのは何故であらうか)。今の周智郡奥山村大字奥領家及び大字地頭方、同城西村大字相月、磐田郡山香村ヤマカ大字大井、同佐久間村大字佐久間であると云ふ。前の二村名は



單に莊園制度の完備して居た時代に、此村の拓かれたことを證するのみならず、後日領家と地頭との間に收納に關する諍訟があつて、當時最も普通なる和與手段に由り、双方の間に下地を中分して、二個以上の所領となつたことがよく分る。それほど物の判つた人の住んで居た土地である。古老の説では、里毎に里長一人あり、之を公門と謂ふとある。公門は即ち公文クモンであつて、莊園第二級の事務員の名である。九文給クモンキヤ或は雲久など、其昔の給田オシの地名となつて残つて居る例があるが、所謂名主庄屋の元の形を示す名稱として存するのは珍らしい。又同じ掛川志に奥山郷は御料の地であつて三年毎に上番をした。仕丁一人あり之を京夫丸と云ふとある。御料と云ふのは恐らくは三年に一度の京在番と云ふのから來た推測であらうが、小俣京丸の京丸もやはり右の京夫丸から轉訛した地名らしく見える。京夫とは京へ行くべき人夫と云ふことである。丸は雑色などの名に常に用ゐられる語であれば、京丸と云ふ地は多分は京往きの夫役を、世襲的に勤めて居た者の屋敷給田の地であらう。此推定が當れりとするならば、京丸などは此山村の中で最も氣の利いた世間師の

住んで居た部落である。冬の圍爐裏の側の話の如きも、祇園六波羅嵯峨北野で持切つたかも知れぬ。仙人など、馬鹿には出來ぬ在所である。」

### 五五、矢立峠

境の山に矢立と云ふ地名の多いのは注意する必要がある。秋田の大館から津輕へ越える官道に矢立峠がある。即ち陸奥と出羽との最北の國境である。文化五年の紀行とて地名辭書に引用せる終北錄には之に關する傳説を載せて居る。曰く矢立峠古くは矢立杉と稱す。杉の老木ありて柵を繞せり。昔田村將軍此杉の木に矢を射立て木の半身を以て奥羽の境と定む云々、落葉集卷十七に相州足柄に矢立の杉あり。武道を祈る者此杉に矢を射立て、手向とするが故に此名ありと見える。其出處と眞偽とを知らざるも人も知る如く此地も亦駿河との國境である。俚言集覽には甲州の笹子峠に矢立杉と云ふ名木あり、七抱半云々と見



えて居る。笹子は國境では無いが郡内と國中とを隔絶する峠である。越中西礪波郡埴生村大字埴生字長に矢立山と云ふ地がある。此も加賀との境らしい。「越の小草」に依れば越中より俱利迦羅道へ出づる間道なり、一に矢立越と云ふ。名義不詳。或は云ふ昔石動の城より遠矢を放ちしが立ちたる處なり云々。右の外にも矢立と云ふ地は左の如くあり、一々に就いて地形を明かにしないが、國境の境ならずとすれば即ち莊郷の榜示の地點であらう。

磐城相馬郡玉野村大字東玉野字矢立澤

同 刈田郡七ヶ宿村大字渡瀬字矢立平

甲斐東山梨郡神金村上萩原組字矢立石

對馬佐須村大字久根田舎字矢立山

清水濱臣の遊京漫録には、紀州高野山の麓なる矢立と云ふ宿に云々とある。又俚言集覽に、志摩磯部村に矢立の茶屋あり、俚俗に日本の家の建て始めと云ふ。今も表の方は蓆を用ゐて戸とすと見えて居る。勿論ヤタテの音から出た作り話であらう。

飛騨益田郡竹原村大字乗政字初矢峠

右の初矢のハツはハテ・ハシ・ハチなど、語原を同じくし、土地の端又は境の義なることは、三河尾張其他諸國のハツ崎、津の國の浦の初島、遠江の初倉莊等多くの例證がある。従つて是も矢を以て境に名づくる一つの場合である。

矢の山中の祭に縁あるべきことは、諸國山中の地名に、矢神と云ふものあるを以て之を推測し得る。例へば

丹後平鹿郡沼館村大字矢神

磐城田村郡瀧浪村大字廣瀬字矢大神

丹波水上郡吉見村大字上田字矢神

播磨多可郡津萬村大字寺内字矢神

石見那賀郡下松山村大字八神

等の如し。此等の地には各其名の神があつたたらうが、其神は矢を祀つたとするか、矢を以て祭を爲したのかは定め難い。

磐城東白川郡高城村大字内川字矢祭

矢 神



は、もし常陸久慈川の奥にあつて、一に山釣ヤマツリとも書いた好風景を以て知られた矢祭山のこ  
とすれば亦國境に在る。但し所謂保内の地が陸奥に屬した中代以前に於ては、國の境に  
は非ずして莊園の境である。矢を以て山の神を祭るとは古い習慣であるが、是は専ら狩  
獵に關し境の神とは一見關係は無いらしい。武家の故實に矢開ヤヒラキのことがあるイ、それよりも  
古くは吾妻鏡建久四年富士の狩の條に「御狩訖りて晩に屬し、其所に於て山神矢口等を祭  
らる」とある。日向西臼杵郡の山中では狩の始めに鐵砲を一發放ちて山の神に手向くるを  
矢立ヤタテと云ふ。思ふに鐵砲使用以前には矢を放ちて祝したものだらう。此等古今の例は凡べ  
て山中で矢を用ゐて神を祭ることを示すのみで其由來を明かにするには足らぬが、自分の  
臆測では、其矢はやがて山神と境を劃して相守るの意を含むこと、山口の祭と同じからん  
と思ふ。山口祭は古い祭である。山に入つて採樵せんとする者が云はゞ山神の領分を侵さ  
んとする一つの言譯である。而うして若し此祭に矢を用ゐたとするも、狩獵に際し單に持  
ち合せた品を獻するの趣旨では無くて、別に意味がある筈である。境に矢を立てるは串刺

の意であらう。かく思ふ所以は次に擧げる二の口碑の偶合するが爲である。

イ 下總香取郡久賀村大字次浦の民有山林中に徑三間高一丈許の塚がある。塚の名を矢指塚と云  
ふ。傳へ言ふ、源頼義父子奥州より凱旋の途次、上總の海岸に上陸したる折、征矢百本を取り一  
里（小道）毎に一本の矢を指したるに、九十九にして一本残りたれば此塚に埋む。俚諺あり曰く  
「九十九里矢指が浦に来て見れば一浦足らでそこが次浦」云々（香取郡誌）。

ロ 肥後下益城郡豊田村大字塚原には塚所々に在り。俚俗傳へて云ふ。此塚は百ヶ所にありと雖  
も百本の串を作りて塚毎に一本づゝ立つるに一本は必ず残る。故を以て之を九十九塚と云ふ云  
云（肥後國志）。

百塚百穴などの名は、塚の數の甚だ多いのを大數を以て呼べるものとも云へようが、百  
の數に一つ足りない九十九塚に至つては意味無しとせぬ。九十九をツクモと謂ふ理由は、  
袖中抄以來の諸説何れも信を執り難いから先づは他日の研究に譲らう。只茲に申したいの  
は、右の九十九塚の傳説が甚しく熊野の九十九王子の思想に似たことである。御幸記など  
にも見える如く、京より三山に詣るには、途次に九十九箇所の王子祠を拜し、其第百番



目が熊野である。所謂塚の上に各一本の矢又は串を立てると云ふのも、或は之を以て熊野を祭つたものでは無からうか。

矢を串と稱する今一つの證據は、神武紀孔舍衛阪の戰の條に「流矢有りて五瀬命の脰脛に中れり云々」。古事記の同じ條には「五瀬命御手に登美毘古が痛矢串を負はず云々」とある。日本紀の流布木も亦之に依りて流矢をイタヤグシと訓んで居る。之を以て思へば、後世イグシと云ひ玉串と稱し、形は全く變じたがクシの原義は即ち箭のことであらう。今日まで苗代の水口に挿む所の齋串が、竹の端に紙片などを挟んだのは、別に護符などの入れ物と云ふのでは無くて、昔の矢の形の遺つたものだらう。従つて萬葉のいくし立てみわすゑまつる云々の歌も、神事に箭を用ゐる一例と見るべく、此箭はやがて注連繩と同一の趣味に基づき、神境を標示するの目的と見られようか。

串を境に刺すことは歴としたる出典がある。書紀の一書の素盞鳴尊の惡業を列擧した條に「春は即ち渠槽を廢し及び溝を埋め畔を毀ち又種子を重播す、秋は則ち籤を挿し馬を伏

す、凡そ此惡事會て息む時無し」とある。釋紀の述義にては籤を田中に刺立つるは咒咀にして若し強ひて其田を耕す者あらば身遂に滅亡するなりと解いて居るが誤りである。串刺は古語拾遺にも「竊かに其田に往きて串を刺して相争ふなり」と見え大祓の祝詞にも同じく畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺と列擧して此を天津罪即ち新來の優等人種が犯す虞れある罪の中に數へたのを見ても明白である如く、他人が既に改良を加へ畔を作り水を引き種子を下した土地に、重ねて種を播き先づ利用に着手したのは我なりと稱して占有權を主張するのが不徳義なると同様に、人の點定占有した土地に後から行つて串を指し自分の標めた野なりと争ふのを罪と爲したのである。従つて所謂公私共之の山野に於て平穩に串を刺すのは決して罪では無い。中世莊園新立の場合に、四至を定め地方官立會の上榜示を打つたのは、即ち右の平穩な占有の形式で、榜示は取りも直さず大なる串であり矢である。只神事政事の次第に分離するに及んで、一方は法律上の方式となり、他の一方は信仰上の習慣となつたのに他ならぬ。



伯耆誌に依れば、同國西伯郡日吉津村大字日吉津の伊勢大神宮に藏する寛文八年の證文には「大神宮注連之内開高五石一斗有之處存知届候、相違無く神納あるべき者也」と見える。此注連之内は社地では無くして神領である。即ち昔の所謂標野である。雲陽志佐陀大社の記事に「昔は神領七千石あり、秀吉の時此神領を沒收し二百十四人の神職七十五人と成り堀尾氏の時又減じたり。然れども今に至るまで毎年四月十月の兩度、昔の神領七千石の地の四邊に榜示の幣を挿す。之を柴刺の神事と稱す云々」とある。右の柴刺は平穩な串刺の遺習で、若し串は即ち矢であること卑見の如しとすれば、國邑の境に矢立の地名があることは由來久しいものと言つて宜しい。而して時々串又は矢は朽廢して湮滅し易いから特に土壇を築き其痕を明かにし兼ねて境上の祭を營んだことは、曾て十三塚に付いて其一端を述べ今後も亦追々卑考を以て大方の教を乞はうとする所である。それ故に塚であつて矢に縁のある名を持つものは反證なき限り是を境の標章と見て差支へなからう。矢立杉の杉の木も亦境界と由ありと思ふ仔細がある。改めて之を述べよう。

紀伊國續風土記に依れば、牟婁郡の村々には矢倉明神と云ふ小祠が多い。大抵社殿なく古木又は岩を祀る。著者の説にはクラは方言山の峻峻なる處を意味す。ヤは即ちイハの約なるべしと云うて居る。他の國々でも相模の矢倉澤を始めとし類似の地名は多い。白井光太郎氏もクラは岩のことなりと言はれた。今日では此意味に轉じたかも知れないが、クラは岩倉又は倉橋など云ふ語があつて只の岩石地では無い。元は岩組即ち岩石の重疊した者を謂ひ、しかも天然の岩組よりも主として人爲のものゝことであつたらう。即ち石床やミテグラなどと同じく、今日の語で石塚に當るのであらう。従つて前に謂ふ所の遠江の初倉（大井川右岸）、又は諸國の戸倉と云ふ地は亦境の塚で、矢倉は即ち矢指塚と同じである。御幣を塚に立てる例は求めれば多いだらうが、近江伊香郡古保利村大字柳野中にある幣塚は、昔此村の大音神社（大陰神？）の祭の日の十日前に、幣を此塚の上に立てたから此名があると、諸種の地誌に見えて居る。

肥後飽託郡島崎村大字島崎に遠矢塚がある。田中に島の如く見える小丘である。一名中



島。昔遠矢を試した處と云ふ。備前赤磐郡葛城村大字國ヶ原には宇矢井塚がある。信濃東筑摩郡東川手村に宇矢トコがある。矢掛と云ふ地名も諸國に在る。掛は掛神の義で杳掛と同じく、路傍の木又は石に矢を掛けて神を祭つたのであらう。陸前石巻町大字港に矢祭石一名矢筈石がある。袋谷地と云ふ所の小流の畔で小石が多い。八幡太郎の軍士各矢を投じて川の神を祭りしに、其矢石に化したりと云ふ口碑がある(封内風土記)。信洲高遠町少林寺の境内に槻の古木がある。之を矢立の木と謂ふ(木の下蔭)。矢を以て神を祭り武運を祈ると謂ふのも、亦領内の安全の祈禱であらう。中世武家の武運と云ふのは即ち家運のことである。江戸で謂へば町内安全のこと。矢祭を特に上品の習慣らしく云ふのは故實家の一家言である。支那でも日本でも富貴康寧は誠に凡人の大事事件で、このことだけは古今東西の差別を見ない。」

索引

ア	アハラ(阿原)	一〇三、一〇四
アクツ(坏・阿久津)	アヒノタ(間ノ田)	三〇五
アクト(悪戸)	アヘバ(饗庭)	三〇五
字	アラキ(新居)	二二五
アシダニ(足谷・蘆谷)	アラク・アラコ	二四、二五
アタゴ(愛宕・阿多古)	アンプ(鞍部)	二七
アテ	イ	
アテラ(安寺)	一石物・二石物	一七
アネタイ(姉體・姉帯)	一色	五



一分方・二分方  
今在家  
インキヨ

三、五、一五  
三六

エダ(朶)  
枝郷  
枝村

三八  
三六  
三八

ウ

ウキ  
請負場  
請所

一五

大字

三〇、三三、三九、三〇一、三三、三六、三六

ウダ(宇多)

八〇、八二、一〇一、三三〇、三三六―三三八

踊り場

三三

ウネ(畝)

三六

オハザマ(大迫)

一〇六

ウハノ(上野)

一七

大野

七、一六

雲鐘・雲霞山

一三三

オンヂ(陰地)

一六

エ

エズミ(江角・江住)

一九

開墾  
カイチ(皆市・ケ市)

一九―三  
三九、三三〇

カ・ガ

カイツ

三九

カナイゴ(金鑄子)

三七三

カイト・ガイト(垣内)

一五、三七―三九

カナザハ(金澤)

二

カイド(貝戸・海道・皆渡・開土・外戸)

三九

カヌカ(鹿糠)・カノカ

八三、一〇七

カウゲ

三四

カネイ塚(鍍鑄塚)

三七四

カウチ・カハチ(河内)・カツチ

一七、一五

カネイ場(鐘鑄場)

三七三

カガ(加賀)

八三、八三、一〇七

カネウチ(鉦打)

三八六―三八八

カキツ

三九

カネク(兼久)

三七三

客觀的地名

八、二

金子

三七、三七三

カクチ

三九

金子屋敷

三七、三七三、三七四

カクマ(角間・川隈)

五

加納

三五

カタ(潟)・ガタ

一五

カハ

一三〇

カタビラ(帷子・片平)

二〇

カハド(川處)

一三〇

カタハ(片羽・片端)

二〇

カマチ

一五

カツカ

八三、一〇七

家名

六〇

カツラ

五

ガラメキ

一四



カルキサハ(輕井澤) 三〇五、三〇六、三二一  
ガケ・ガンケ 一一一、一一三

キ・ギ

京丸 五八―三九〇  
切繪圖 三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇  
切添 二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇  
ギロ 一七

ク・グ

クエ 一一一、一一三  
クキ 一八〇  
クゴ 八〇、一〇三、一〇四  
クサ 一一三  
クテ(久手・湫)・グデ 八〇、八五、一〇三―一〇四

クツカケ(沓掛) 四〇〇  
クボ(久保・窪) 一〇五、一〇六、三三三、三六五  
クマ(久万・隈) 五、一六五  
組 三三、三三

クモン(公文・公門) 一五〇、三九〇  
クモンキウ(公文給) 一五〇  
クラ 三九  
クリ・グリ(法) 三六―三七  
車地式 三

ケ・ゲ

毛無し 二九六  
下地中分 三  
ケウライシ(教良石)ケウラギ(教良木) 二六四

コ・ゴ

小字 二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇  
ゴウ(郷) 三三、三四、三五  
ゴウゲ(芝・原) 八三、八四、一〇七  
ゴウド(川渡・強戸・郷戸・神戸・顔戸) 一一三  
コウヤ・ゴウヤ(興野・高野・幸谷・荒野) 三、三三  
ゴウラ(強羅) 三三〇  
コウロギ 三六九  
ゴカ(五箇) 三六九  
コガ(古賀・古閑) 三三九  
古新田 二  
コセ(巨勢) 一五九  
五反田 一七、一八七  
コバキリ 一三

コバツクリ 一一三  
コニシヨ(古仁所) 三  
コンデイ 三

サ

サク 一〇六、三三  
サコ(迫・塔) 一〇六、一五三  
サス 一一三  
サハ(澤) 七、一〇五、一五三、三〇六  
サワタリ(澤渡) 一三七  
サワメキ(澤目鬼)・ザワメキ 一四  
三月田 五九  
サンキヨ(散居・三居・參居・山居) 三五―三七  
サンダ(山下) 一一〇  
三本松 三〇二



サンヤ(山谷・山野・三屋)

三八

新郷

四〇六

シ・ジ

四至

二九、一四

新莊

シノト

八〇

新宿

シメノ(標野)

三九

新田

シヤグシ(石神・社宮司)

一三

新田檢注

常民心理

四

新保

シユク

二四

新町

主觀的地名

二、一六、三九

新村

十三塚

三、三、三、四、五、六

人文地理

莊園

一三

新屋敷

シヨウブタニ(菖蒲谷)

一三

條里

六

スカ(渚・須賀)

一五七

ス

三、一五

二〇、二一、二五

三

三

三

四

五

杉本  
杉の本  
スマ(須磨)

五  
七  
一五

ソキ(岨)  
ソデ・ソンド  
ソリマチ(反町)

二九  
一七  
二七

セ

タ・ダ

セ(瀬)  
生活技術誌  
セマチ  
センゾク(千束・洗足)  
占有地名

三九  
四  
一六  
一三  
一三

タイ(岱・堆)  
ダイ(臺)  
體質人類學  
タカナワ(高輪)  
竹の花・竹の鼻  
竹の内  
タゴ(田子)  
田代

三六、三五  
三三、三四  
四  
二九  
三  
三  
三〇五、三〇九—三一

ソ・ゾ

ソウリ・ソリ(草里・反)  
ゾウリ・ゾウレ(藏連)  
租額定免

一三  
一三  
三

タテ(館・楯)  
タ、ラ(踏鞴・多々羅)

三一、三三、三四—三六



建物	一〇	地頭	二、三
タニ(谷)	七九、一〇五、一五三、一五五、一六四、三六四	地番	七
タマライ(玉來)	二七〇	地名	三九、四四、六〇、七四、八四、八六
タヤ(田屋)	三三七	地名の擴充性	一五、三六
タユヒ(田結)	五	地名の踏襲性	一四、一五、三六
タワ・タヲ・トウ(吼)	一七、五	ヂヤウノウ(定納)	二八
段丘	一七	中字	三、四六
チ・チ		チュウモングチ(中門口)	一五〇
地域地名	六、七、五	地理學	四〇、四一、五五、八六、一〇〇
地價据置年期	三	地理學者	六八、七五
地區名	六、九、一五、一五	ツ	
地形語	一〇〇	ツエ(津江)	一一
地租條例制度	三三、四四、一七	月瀬	二
地點名	九、一五、一七	ツクシ(標)	二九〇―二九三、三〇三、三〇四

坪	三三、三	トウゲ(峠)	五
ツツラ・ツヅラ	三二―三五	トウビヤウ	二九四
ツル(津留・鶴・出流)	七、一五	ドウメキ(百目木)	一四
ツルガラカ・ツルヲカ(鶴岡)	二	トウマン(堂滿)	三六三、三八四
テ・テ		外新田	三
出郷	六	土俗調査	四三
出村	三六、三七	土地臺帳	四四、九四
出屋敷	五	土地丈量	九四、一四三
テンパク(天白・天獮・天婆公)	一四	トツラ	三八三
ト・ド		ドドウ	一三二
ドキ(土居)	三三七	ドドメキ	一三一
トエ	二二	ドブ	一〇三
トウ	五	トロ(澗)	一六五、三八五
索引		ナ	



ナ(名) 三三  
 長トロ 三五  
 ナス(那須) 三六  
 ナツアケ(夏明) 二四  
 ナツヤキ(夏焼) 二四  
 縄受 三三  
 縄手 三三  
 ナル・ナロ 一八

ニ

ニタ(仁田) 一〇一  
 ニタイ 三六  
 二月田 三六  
 ニヒガタ(新潟) 三六  
 ニヒキ・ニヒノキ 二五

ハ、一〇一

二本松 三三  
 又 三五  
 又(野) 二四  
 又タ(埜・怒田) 二四  
 ネ 三三  
 ネギシ(根岸) 一八  
 ネエボリ(根居堀) 三〇  
 ネゴヤ(根小屋) 三五、三六

ノ(野) 三六、一六、一七  
 農場 三〇  
 ノセ(能勢) 一五

ハ・バ・パ

ノタ 八〇  
 ノソキ(及位) 一八  
 ノハク 二四

ハ・バ・パ

パウグヒ(榜杭) 二七  
 パウシギ(榜示木) 二七  
 ハケ 一八、二二、二五  
 ハッケ(八景) 三四  
 ハザマ(迫・峽) 一五、一六、一五  
 ハチヤ 二四  
 ハツ 三三  
 ハナハ・ハナワ(塙) 一七、二二、二九  
 パナワ 二九  
 ハバ 一八、二二、二五

ハへ(礁) 三六、三七  
 ハマイバ(破魔射場・濱井場) 三六、三六  
 濱方 三三  
 ハラ 一六  
 バリ(晴) 三三  
 ハンタテバ 二六

ヒ・ビ・ピ

ヒウラ 一六  
 ビウ・ペウ(別府) 二四  
 ヒオモ 一七  
 ヒカゲ(日影) 一七  
 ヒザラレ(膝折) 一七  
 ビシヤ(昆沙・尾社) 一三  
 ヒトタハタ(一鉄田) 二九



ヒトクボタ(一窪田・一久保田) 二八〇  
 ヒナタ(日向) 二七  
 ヒヨ・ヒヨウ・ヒヤウ(鷹・標) 三、二九、三〇、三一、三二  
 標後地名 一六、一六〇  
 標前地名 一六、一六〇、一六六  
 ヒラキ 一六  
 ヒラコ 一五

フ・ブ・フ

符 四  
 フオクロア 五  
 フクジマ(福島) 二  
 ブクデン(佛供田) 一三  
 フクラ(福良) 一七、五、一六  
 フケ(泓・澗・富家) 一〇、三〇、三三

フゴ 八〇、一〇三  
 札立 二九三  
 ブッシュヨウ(佛生・佛聖) 一三  
 フト・フット(富士・風土) 二五  
 フモト(麓) 一〇  
 プル 三  
 フレ(觸) 三  
 分割地名 六、六

へ・べ

別所 三、五  
 別納 三、五  
 別府・別符 四、三、五  
 別保 三  
 別名 三

ホ・ボ

保 三  
 ボウシド・ボウジド(榜示處・榜示戸) 一三、二九  
 法事堂・法師戸 一八、二二  
 ホキ・ホケ(歩危) 二八  
 ホド 二八  
 ホヌキ・ホノギ 六、六、六、四、一四  
 ホラ(瀨) 七、一五、一五  
 堀ノ内 三三  
 本郷 三  
 本莊 三  
 ホンボ(本保) 三

マ

マカド(馬門) 二八  
 松田總領・松田庶子 五  
 松本 一三、一七  
 ママ 一〇  
 ミ 一  
 ミノチ(水内) 一五  
 ミノワ(箕輪) 一〇  
 壬生 一〇  
 ミヨウ(名) 三、三、六  
 ミヨウシヨ(名處) 六、四、一四  
 苗字 四、七、八、五、六、六、六、一〇  
 武藏野 一六



ムダ(牟田)  
村繪圖

八〇、八六、三三〇  
六六、六四

矢立  
矢立峠

三九一、三九三、三九六  
三九二

メ

メラ(目良・米良)  
免

五  
一三三

ヤチ・ヤツ(谷地・菴)・ヤト  
ヤチツポ  
ヤツシチゴウ(谷七郷)

一五二  
三三〇  
三六五

モ

モリ

三〇三

ユ

有形文化誌

四三

ヤ

ヤ(谷)  
ヤカケ(矢掛)  
矢神  
屋號

一五二、三三〇、三九九  
四〇〇

ユヒ(由比)  
ユラ(由良)  
ユリ(由利)

一八、五一  
一八

一四  
三五

ヨロスカ(横須賀)

四八

横田

ヨコマクラ(横枕)  
ヨシハラ  
ヨラキ  
ヨリキ(寄居)

四  
三六  
一五  
一五  
二〇

キナカ(田舎)  
キノハナ

三二、三三、三五  
二二

リ

領家  
利用地名

六、六、七、六  
三、六

岡方  
ヲグニ(小國)  
ヲサ(箴)  
小野

三三、三四  
一五  
一六  
七、六、一五、一六

ワ

分郷  
ワダ(和田)

三八  
三五

キ

ムダ(牟田)  
村繪圖

八〇、八六、三三〇  
六六、六四

矢立  
矢立峠

三九一、三九三、三九六  
三九二

メ

メラ(目良・米良)  
免

五  
一三三

ヤチ・ヤツ(谷地・菴)・ヤト  
ヤチツポ  
ヤツシチゴウ(谷七郷)

一五二  
三三〇  
三六五

モ

モリ

三〇三

ユ

有形文化誌

四三

ヤ

ヤ(谷)  
ヤカケ(矢掛)  
矢神  
屋號

一五二、三三〇、三九九  
四〇〇

ユヒ(由比)  
ユラ(由良)  
ユリ(由利)

一八、五一  
一八

一四  
三五

ヨロスカ(横須賀)

四八

横田

ヨコマクラ(横枕)  
ヨシハラ  
ヨラキ  
ヨリキ(寄居)

四  
三六  
一五  
一五  
二〇

キナカ(田舎)  
キノハナ

三二、三三、三五  
二二

リ

領家  
利用地名

六、六、七、六  
三、六

岡方  
ヲグニ(小國)  
ヲサ(箴)  
小野

三三、三四  
一五  
一六  
七、六、一五、一六

ワ

分郷  
ワダ(和田)

三八  
三五

キ



## 初版あとがき

本書の第一章「地名の話」は大正元年、東京地學協會に於ける講演筆記で、地學雜誌、第廿四集、二八六、七、八號（大正元年十、十一、十二月）に登載せられた。原文は講演の速記で「あります」體であるのを、口語體に改めてある。第二章「地名と地理」は原題は同じく「地名の話」で、昭和七年、日本地理學會に於ける講演を、地理學評論、第八卷五、六號（昭和七年五、六月）に發表せられたもの。第三章「地名と歴史」は昭和九年愛知縣教育會に於ける講演で、愛知教育、第五五九號（昭和九年）に出たものである。

第四章の「地名考説」は數種の雜誌に發表せられた論考を編輯し、以上三章の總論的なものに對し各論としての體裁を與へた。而して民族一卷、四、五、六號、二卷三號（大正十五年五、七、九月、昭和二年三月）に連載された「地名考説」の名を取つて標題として

ある。本章には歴史地理の第十五卷、二、四號、第十六卷、一、二、五、六號、第十八卷一號、第十九卷、一號、第廿卷、一號（明治四十三年二、四、七、八、十一、十二月、四十四年七月、四十五年一、八月）に掲載された「地名雜考」、考古學雜誌、第一卷、九號（明治四十四年五月）に登載された「矢立峠」の外に、郷土研究第一卷から第四卷（大正三年—六年）及び土俗と傳説第一卷、一、三、四號（大正七年、八、十月、八年一月）に隨時發表された小論文が含まれて居る。其等を雜誌及び發表時日に關せず、内容に従つて自由に編纂し、且つ一二文語體のものは口語體に改め、又適宜小題目を作つた所もある。次に本章の各項目の出所を明示しておく。

一、二、三、四及び一九後半、三一後半 は 民族の「地名考説」

五、六、七、八一—一八、二〇、二二、二三、二五—二八

及び一九前半、三一前半 は 歴史地理の「地名雜考」

四五、四六、四七、四八 は 土俗と傳説



五五

は 考古學雜誌

其他

は 郷土研究

先生の地名解釋に關する論文は大體以上に包括されて居る。是以外のものは寧ろ純粹な民俗學的領域に入るものが多く、地理學徒にとつて、必ずしも緊喫を要しないと思はれたから、割愛を許して頂いた。先生が吾々の希望を容れて、本書の上梓を快諾されたことは感謝に堪へない。之を吾々共同の知識として、今後の地名研究が振作するならば、最も先生の意に沿ふものであらう。

最後に本書の編輯、校正、索引作製は小生に委せて頂いた。誤あらば責任は小生にある。

(昭和十年十一月 山口 貞夫)

本書の原本は古今書院版昭和十一年一月十八日發行「地名の研究」初版を使用した但し柱を改め圖版は之を省いた



刊行の言葉

ここに柳田國男先生著作集を世に送るにあつて一言刊行の趣旨を述べて置く。日本に民俗學の研究が興つて以來四十年、先生はこの學問の樹立者指導者として或は著述に或は講演に、又直接門下の教導に寧日なき有様であつた。加ふるに民俗探訪の足跡は全國に遍く、山間の僻村洋上の離島に至るまでその見聞の精涉誠に掌を指すが如くである。民俗學の研究に志す者はもとより本邦文化史に思ひを寄する者、先づ先生の業績をたづねるは今日の常識である。然るに先生の論文著作はその數頗る多く而も容易に入手し難い。我等これを遺憾とし先生に乞うてその代表作をまとめて一望の下に公けんとす。幸ひに先生にはこの計畫を賛せられ此處に刊行の運びとなつたことを喜びとする。本著作集に取扱はれたる問題は廣範にして多岐、盡く在來史學の空白として殘されし分野に研究の歩を進め獨創の見を立てられたものである。衣食住、村落と家、冠婚葬祭、國民信仰、年中行事、婦人の生活口承文藝、國語問題などいづれもその豊富なる資料を全國に互る比較研究の下に來たし、ことさらに斷定を避けてこれを將來の研究に俟たれてゐる。我が日本の歴史が新らしき展開を告げんとするに際して我々は先づ常民の歴史を尋ねその將來の動向を決定せねばならない。學問の自由と率直なる批判の許されたる今日凡ゆる研究が精確なる事實の認識を出發點とせねばならない。この意味に於て本著作集の持つ意義は多言を要せざる處である。江湖の精讀を希望する次第である。たゞ現下出版界の惡條件は到底これを我々の理想とする形式の下に出版するを許さず、可能なる限りの努力を以て満足するの外なきことである。讀者これを諒とせられたい。終りに臨み本計畫に援助を惜まざりし出版社各位に對し深甚の謝意を表するものである。(昭和二十二年三月 柳田國男先生著作集刊行會)

13155

柳田國男先生著作集 第二冊  
地名の研究

昭和二十二年十月十五日 初版發行  
昭和二十三年五月二十五日 再版  
定價百二十圓

著者 柳田國男

發行者 梅山 紘

發行所 實業之日本社

東京都中央區銀座西一ノ三  
電話京橋五一二一五  
振替東京三二二六  
會員番號A一〇〇〇八

印刷所 大日本印刷株式會社  
表紙 小倉印刷所  
製本所 小原製本所  
配給元 日本出版配給株式會社



1085

20



380

Y53

(2)







